

文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第八七号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、文化的景観の保護

1 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを文化的景観とし、新たに文化財として保護の対象とすること。

2 景観法に基づいて都道府県又は市町村が定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち特に重要なものについて、文部科学大臣は、当該都道府県等の申出により、重要文化的景観として選定することができるものとする。

二、民俗技術の保護

地域における生活や生産に関する用具等の製作技術として伝承されてきた民俗技術を民俗文化財に新たに加え、保護の対象とすること。

三、登録制度の拡充

登録有形文化財の対象を、建造物以外の有形文化財にも拡充するとともに、有形の民俗文化財及び記念物についても登録制度を創設するものとする。

四、施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。